

第 9 5 号議案

足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年足立区条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「ものの住宅」の次に「又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」を、「の床面積（」の前に「（次項に定める部分を除く。以下この項において同じ。）」を、「建築物の住宅」の次に「及び老人ホーム等」を加え、同条第 4 項中「面積には、」の次に「建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 3 5 条の 1 6 に定める昇降機の昇降路の部分又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第 6 条第 1 項中「足立区細街路整備助成条例（昭和 6 0 年足立区条例第 3 8 号）」を「足立区細街路整備条例（平成 2 4 年足立区条例第 6 1 号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。